

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【公開番号】特開2008-404(P2008-404A)

【公開日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-001

【出願番号】特願2006-173438(P2006-173438)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 Z

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月23日(2009.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

枠本体に装着される遊技盤を備え、フランジ状の固定部を有する裏構成部材が前記遊技盤の後面側に取付固定される遊技機であって、

前記遊技盤は、

遊技者の操作によって遊技媒体が打ち込まれる遊技領域の少なくとも一部を含む大きさとされた合成樹脂からなる板状の遊技パネルと、

前記遊技パネルの外周を略覆うと共に、該遊技パネルを前面側から着脱可能に嵌合する嵌合段部、

前記嵌合段部の内側に形成され前後方向に貫通する貫通口、

前記貫通口の外周側且つ後面側に所定配列で配置され前記裏構成部材の前記固定部を取り付けうる所定のビスを螺合可能な複数の取付孔、及び

少なくとも下端から所定高さまでの所定範囲にて後面側に開口する複数の肉抜き部を有する熱可塑性合成樹脂からなる枠状のパネルホルダと、

前記パネルホルダ及び前記遊技パネルの前面側に配置され、前記遊技領域を区画形成すると共に該遊技領域内に遊技者の操作によって打ち込まれた遊技媒体を案内する案内レールを有し、前記パネルホルダと協働して前記遊技パネルを挟持する前構成部材と、

前記パネルホルダの後面側で下端から所定高さまでの前記所定範囲内の前記肉抜き部を覆うように配置され、平面状の後面に所定配列で配置され遊技媒体よりも小径で所定のビスを螺合可能な複数のビス孔を有する合成樹脂からなるパネル裏板と、

前記パネル裏板の後面側に配置されると共に前側及び上側が開放された箱状とされ、遊技媒体が通過可能な大きさの遊技媒体排出口を有する底板、及び

前記裏構成部材の前記固定部が収容配置されうるよう前記パネル裏板の後面との間に所定量の隙間が形成される逃し部

を少なくとも有し、前記遊技領域内に打ち込まれた遊技媒体を収集して前記遊技媒体排出口から下方へ排出する合成樹脂からなる遊技媒体収集排出部材と

を構成部材として含む

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記パネルホルダは、当該パネルホルダの後面と前記パネル裏板の後面とが略同一面となるように、該パネル裏板を収容可能な収容凹部を更に有する

請求項 1 に記載の遊技機。

【請求項 3】

前記パネルホルダ及び前記パネル裏板は、何れか一方に備えられる係止部と、何れか他方に備えられ該係止部に係止可能な係止爪とを備え、

前記係止部に前記係止爪を係止させることで、前記パネルホルダと前記パネル裏板とが互いに着脱自在に構成されている

請求項 1 または 2 に記載の遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項 1 に記載の遊技機は、枠本体に装着される遊技盤を備え、フランジ状の固定部を有する裏構成部材が前記遊技盤の後面側に取付固定される遊技機であって、前記遊技盤は、遊技者の操作によって遊技媒体が打ち込まれる遊技領域の少なくとも一部を含む大きさとされた合成樹脂からなる板状の遊技パネルと、前記遊技パネルの外周を略覆うと共に、該遊技パネルを前面側から着脱可能に嵌合する嵌合段部、前記嵌合段部の内側に形成され前後方向に貫通する貫通口、前記貫通口の外周側且つ後面側に所定配列で配置され前記裏構成部材の前記固定部を取り付けうる所定のビスを螺合可能な複数の取付孔、及び少なくとも下端から所定高さまでの所定範囲にて後面側に開口する複数の肉抜き部を有する熱可塑性合成樹脂からなる枠状のパネルホルダと、前記パネルホルダ及び前記遊技パネルの前面側に配置され、前記遊技領域を区画形成すると共に該遊技領域内に遊技者の操作によって打ち込まれた遊技媒体を案内する案内レールを有し、前記パネルホルダと協働して前記遊技パネルを挟持する前構成部材と、前記パネルホルダの後面側で下端から所定高さまでの前記所定範囲内の前記肉抜き部を覆うように配置され、平面状の後面に所定配列で配置され遊技媒体よりも小径で所定のビスを螺合可能な複数のビス孔を有する合成樹脂からなるパネル裏板と、前記パネル裏板の後面側に配置されると共に前側及び上側が開放された箱状とされ、遊技媒体が通過可能な大きさの遊技媒体排出口を有する底板、及び前記裏構成部材の前記固定部が収容配置されうるように前記パネル裏板の後面との間に所定量の隙間が形成される逃し部を少なくとも有し、前記遊技領域内に打ち込まれた遊技媒体を収集して前記遊技媒体排出口から下方へ排出する合成樹脂からなる遊技媒体収集排出部材とを構成部材として含むことを特徴とする。

請求項 2 に記載の遊技機は、請求項 1 に記載の遊技機において、前記パネルホルダは、当該パネルホルダの後面と前記パネル裏板の後面とが略同一面となるように、該パネル裏板を収容可能な収容凹部を更に有するものである。

請求項 3 に記載の遊技機は、請求項 1 または 2 に記載の遊技機において、前記パネルホルダ及び前記パネル裏板は、何れか一方に備えられる係止部と、何れか他方に備えられ該係止部に係止可能な係止爪とを備え、前記係止部に前記係止爪を係止させることで、前記パネルホルダと前記パネル裏板とが互いに着脱自在に構成されたものである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

手段 1：遊技機において、

「遊技者の操作によって遊技媒体が打ち込まれる遊技領域の少なくとも一部に対応する大

きさとされた合成樹脂からなる板状の遊技パネルと、

該遊技パネルの外周を略覆うと共に該遊技パネルが着脱可能に嵌合する嵌合段部、該嵌合段部の内側に配置され前後方向に貫通する貫通口、該貫通口の外周側且つ少なくとも後面側に所定配列で配置され所定のビスを螺合可能な複数の取付孔、及び少なくとも下端から所定高さまでの所定範囲では後面側に開口する複数の肉抜き部を備えた熱可塑性合成樹脂からなる枠状のパネルホルダと、

該パネルホルダ及び前記遊技パネルの前面側に配置され、前記遊技領域を区画形成すると共に該遊技領域内に遊技媒体を案内する案内レールを備えた前構成部材と、

前記パネルホルダの後面側で下端から所定高さまでの前記所定範囲内の前記肉抜き部を覆うように配置され、平面状の後面に所定配列で配置され遊技媒体よりも小径で所定のビスを螺合可能な複数のビス孔を備えた合成樹脂からなるパネル裏板と、

該パネル裏板の後面側に配置されると共に前側及び上側が開放された箱状とされ、遊技媒体が通過可能な大きさの遊技媒体排出口を有した底板、及び前記パネル裏板の後面との間に所定量の隙間が形成される逃し部を少なくとも備え、前記遊技領域内に打ち込まれた遊技媒体を収集して前記遊技媒体排出口から下方へ排出する合成樹脂からなる遊技媒体収集排出部材と

を有した遊技盤を具備する」ものであることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

ここで、「合成樹脂」としては、「アクリル樹脂」、「ポリカーボネート樹脂」、「ABS樹脂」、「ポリプロピレン」、「ポリアリレート樹脂」、「メタクリル樹脂」、等が挙げられる。また、上記の合成樹脂は、「熱可塑性合成樹脂」とすることが望ましいが、「熱硬化性合成樹脂」であっても良い。更に、上記の合成樹脂は、「透明」なものであっても良いし、「不透明」なものであっても良い。

また、「遊技パネル」としては、「遊技領域の一部に対応する大きさとされたもの」、「遊技領域の全体に対応する大きさとされたもの」、等が挙げられる。なお、遊技パネルには、複数の障害釘を植設する他に、入賞口や枠状の役物等を支持する前後方向に貫通する開口部を形成するようにしても良い。また、遊技パネルを、透明な部材で形成しても良いし、不透明な部材で形成しても良く、透明な部材で遊技パネルを形成することで、遊技パネルの後方を前方から視認することができ、遊技盤の後方に配置された演出表示手段（演出表示装置）や各種役物（装飾部材を含む）を視認させることができ、奥行き表現の優れた遊技盤とすることができます。